

# アマミノクロウサギ保護増殖事業計画

平成27年4月21日

文部科学省

農林水産省

環 境 省

# アマミノクロウサギ保護増殖事業計画

文部科学省  
農林水産省  
環境省

## 第1 事業の目標

アマミノクロウサギは、奄美大島及び徳之島にのみ生息する1属1種の我が国固有の種である。本種は、主に原生的な森林内の斜面に巣穴を作り、これに隣接した草本類等の餌が多い沢や二次林等を採食場所として利用している。

1990年代前半の生息個体数は、奄美大島においては2,600頭から6,200頭、徳之島においては120頭から290頭と推測されていたが、開発行為による森林の減少並びに外来種の侵入等による影響によって生息に適した場所が失われたこと等により、各島内における分布域が更に狭まり、2003年の生息個体数は、奄美大島においては2,000頭から4,800頭、徳之島においては200頭前後と推定されている。また、生息地の分断が進み、地理的に隔離された一部の個体群は低密度になっており、これらの生息地では、地域的な絶滅の危険性が非常に高いと考えられる。

本事業は、本種の生息状況等の把握等を行い、その結果等に基づき、本種の生息に必要な環境の維持及び改善並びに生息を圧迫する要因の軽減及び除去を図るとともに、必要に応じて飼育下における繁殖個体の野生復帰を含めた野外個体群の回復等を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

## 第2 事業の区域

鹿児島県奄美大島及び徳之島における本種の分布域（かつて分布域であった地域を含む。）並びに第3の3により飼育下における繁殖を行う区域

## 第3 事業の内容

### 1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施し、憂慮すべき変化が見られた場合に緊急的な対策を検討するため、以下のとおり本種の生息状況等の動向を把握するとともに、生態等に関する知見を集積する。

#### (1) 生息状況の調査及びモニタリング

糞塊調査による生息密度の推定及び分布状況のモニタリングを実施する。また、目撃情報を含む生息情報の収集及び整備に努める。

## (2) 生物学的特性の把握

既存の知見の収集及び整理、自動撮影調査、ラジオテレメトリー調査等により、個体の行動圏、利用する環境、繁殖状況、採餌特性等を把握する。

## (3) 生息環境のモニタリング

捕食等により、本種の生息を圧迫する可能性が高いマングース、ノイヌ及びノネコ並びにウイルス病の感染等により本種の生息を圧迫する可能性のあるクマネズミ、カイウサギ等について、本種の生息地への侵入及び捕食等の状況のモニタリングを行う。

また、森林伐採、道路建設等の生息地の人為による改変等について情報を収集し、モニタリングを行う。

## (4) 生息に適する環境要因及び生息を圧迫するおそれのある環境要因等の把握

上記(1)、(2)及び(3)の結果等を分析し、本種の生息に適する環境要因及び生息を圧迫するおそれのある環境要因を把握する。また、これらの環境要因と生息状況との関係を地理的に把握する。

## 2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態での安定的な存続のためには、原始的な森林、沢及び二次林が適度にそろった環境が必要である。一方、本種の減少要因については、様々な人間活動及びマングース等の外来種等による捕食等の影響が指摘されているが、それぞれが相互にどのように作用しているかは十分には解明されていない。このため、1で得られた知見等に基づき、以下を実施する。

### (1) 外来種等の分布状況等の把握及び対策

外来種等の分布状況及び本種への影響を把握するとともに、これらの排除等の措置を検討し、適切な対策を講じる。また、飼い犬(猟犬を含む。)、飼い猫等の飼養動物の適切な管理等の対策を講じる。

### (2) 生息地の維持及び改善

本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見を得つつ、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持及び改善、分断され孤立した生息地の連続性の確保等による生息地の拡大を図る等、本種の生息環境の悪化及び個体数の減少等への効果的な対策を検討する。

## 3 飼育下における繁殖等

他の個体群から地理的に隔離された一部の個体群では、地域的な絶滅の危険性が非常に高い状態にある等、生息地における保護対策の強化だけでは、野外個体群の回復が困難になることが考えられる。このため、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見を得つつ、野生復帰による野外個体群の回復を目的とした飼育下における繁殖技術の確立についてその必要性を検討する。飼育下繁殖のための技術確立が必要と判断され

た場合は、その方針、具体的な実施内容及び体制を含む計画を作成する。飼育に当たっては、傷病により保護し、又は野外において捕獲する個体を、適切な施設に搬入することにより行うものとする。

なお、必要な個体の捕獲は、野外個体群に与える影響を最小限にとどめるよう配慮する。野生復帰のための個体を飼育下における繁殖により確保する場合には、近親交配による遺伝的な弊害を防止するため、遺伝的多様性に配慮する。

野生復帰に当たっては、飼育下における繁殖による行動特性の変化、野生復帰させた個体に由来する病原体への感染等が野外個体群の存続に不可逆的な影響を与えること等に十分留意するとともに、野生復帰の必要性、方法、影響、事後のモニタリング方法等について、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者の知見を得つつ、事前に十分な検討を行うとともに、関係者の合意形成を図り、最適なものとなるように努める。

#### 4 事業を効果的に推進するための方策

##### (1) 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、国、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性及び本事業の実施状況等に関する普及啓発等を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働き掛けるとともに、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

##### (2) 傷病個体の救護

交通事故、その他の要因による傷病個体を発見した際は保護収容し、獣医師などの協力を得つつ必要な治療、リハビリなどを行う。野外での生活が可能な状態まで回復した場合は、原則として野外に帰すものとする。野外に帰すことが困難な場合は、飼育下繁殖、または飼育展示による普及啓発への活用も検討する。また、本種の保全に必要な生理、生態及び行動に関する情報の収集に努め、必要な情報を蓄積する。

##### (3) 生息地における監視等

本種の生息に悪影響を及ぼすおそれのある、生息地への不用意な、若しくは過剰な立入り、生息地の人為による改変、外来種等の放逐等の行為を防止するために、生息地及びその周辺における監視及び情報収集等を行い、適切な対策を講じる。

##### (4) 事業活動等における配慮

本種の生息地及びその周辺における事業活動の実施に際しては、第3の1及び2で得られた知見等を活用しつつ、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

##### (5) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的

知識を有する者、本種の生息地及びその周辺地域の住民及び土地所有者等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。